

「いなP A Y商品券発行要綱」

稲沢市（以下「発行者」という。）は以下の要綱でいなP A Y商品券（以下、「商品券」という。）を発行、販売、決済および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式、業務委託	発行者が、稲沢商工会議所（以下「事務局」という。）に業務委託して、電磁的方法により記録される前払式支払手段として電子版のいなP A Y商品券「アプリ方式」（以下、「いなP A Y」という。）と、印刷・発行等するいなP A Y商品券「QRカード方式」（以下、「QRカード方式」という。）を発行する。発行者は、事務局に発行、販売、決済および換金業務にかかるシステム構築、データ管理及び効果測定を委託し、株式会社まちのわ（共同事業体）が提供するシステム（地域通貨プラットフォーム）を利用して行う。
2	発行総額	3億9千万円
3	プレミアム率	30%
4	申込期間	令和6年3月1日（金）～令和6年4月15日（月）
5	購入期間	アプリ方式 令和6年4月26日（金）～令和6年6月30日（日） QRカード方式 令和6年5月10日（金）～令和6年6月30日（日）
6	利用期間	アプリ方式 令和6年4月26日（金）～令和6年9月30日（月） QRカード方式 令和6年5月10日（金）～令和6年9月30日（月）
7	保有希望者の申込、発行・販売ポイント数、払込方法	いなP A Yによる商品券の保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、自らのスマートフォンにアプリ（利用者用）をダウンロードできるもの）は、アプリを通じて、1セット10,000円単位でプレミアム付与分を含む13,000ポイントを申込む（1人1セットまで）。発行者は払込金額に応じ、13,000ポイントを相当システムを通じて発行・販売する。当選者は、クレジットカード、コンビニエンスストアで当選したポイント数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1ポイント＝1円）をチャージする。 QRカード方式による商品券の保有希望者（商品券の保有を希望する者であって、QRカードを選択したもの）は、発行者が指定する官製はがきを使用し切手を貼って、1セット10,000円単位でプレミアム付与分を含む13,000ポイントを申込む（1人1セットまで）。当選者は、発行者が指定する日時・場所に当選はがきを持参し、発行者は払込金額に応じ13,000ポイントが付与されたQRカー

		<p>ドを販売する。</p> <p>当選者が期限までに払込を行わない場合には、当選者の権利は失効する。この場合は、商品券の販売状況により発行者が別に定める方法で再募集する。</p>
8	払戻し	<p>利用者は、商品券の発行を受けた後は、払戻しを受けることはできない。ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。</p>
9	参加店	<p>参加店登録を希望した店舗のうち、参加店規約（別紙1）に同意し、発行者から指定を受けた個人又は法人の事業者をいなPAY商品券が使用可能な参加店とする。</p>
10	参加店、利用（利用者による参加店への提示）期間	<p>利用者は、発行される券種毎に発行者から指定を受けた参加店で商品券を利用できる。</p> <p>いかなる場合でも、利用期間終了を以って商品券の未使用ポイントは失効する。</p>
11	商品券使用方法	<p>いなPAYについて、利用者は、参加店の確認の下、参加店店頭に備えられた二次元コードを自ら保有するスマートフォンにより読み取ることによって参加店を認識し、商品券取引相当金額に相当するポイント数を減じて決済する。QRカード方式については、利用者が提示するQRカードの二次元コードを専用のアプリで参加店が読み取ることによって決済する。ただし、スマートフォンやタブレット等の端末は利用者、参加店がそれぞれ用意するものとし、通信料等はそれぞれが負担する。商品券の未利用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、一部の参加店では、参加店の判断により、不足額を現金または参加店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとする。</p> <p>また、商品券やサービスの取消しの場合は、参加店が利用取消の処理を行うものとし、原則として現金による返金は行わないものとする。また、商品券の使用後に発行者が指定する期間を超えて利用取消の処理を行おうとする場合は、事務局に連絡するものとする。なお、この一部の場合においては、利用取消の処理はできないものとする。</p>
12	換金	<p>商品券取引金額の換金は、発行者が定めた方法により、参加店の予め指定した預金口座に振り込む（振込手数料は事務局の負担とする）。</p> <p>換金・精算の時期は、参加店毎の未換金の商品券取引金額相当額（*1）を、毎月15日と月末の23時59分で締め、10日以内に振り込む。</p> <p>*1：商品券取引金額相当額は、発行者が別に定める参加店規約（別紙1）の第3条第5項に基づき取消または解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項または第4項に従い支払を要しない商品券取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の</p>

		差引金額の合計額を控除した残額とする。
13	禁止事項	商品券の換金、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造などの不正行為ほか、商品券事業の適切な運営に支障をきたす行為は禁止とする。

以上